令和２年11月農業委員会総会議事録

令和2年11月24日午後3時00分、令和2年11月農業委員会総会を弘前市役所市民防災館防災会議室に招集する。

出席委員 14名

1番　岩谷　裕子　委員	2番　成田　忠光　委員	6番　成田　繁則　委員
7番　小林　政貴　委員	8番　三上　悦治　委員	10番　進藤　司　委員
11番　石岡　千鶴子　委員	12番　棟方　健　委員	13番　木村　芳文　委員
17番　須藤　秀人　委員	19番　伊藤　公正　委員	21番　小嶋　勇成　委員
23番　前田　優考　委員	25番　佐藤　剛郎　委員	

欠席委員　2名

5番　白濱　不二男　委員	9番　平井　秀樹　委員

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出席を調整した委員 10名

3番　三上　幸雄　委員	4番　佐藤　耕一　委員	14番　小田桐　明　委員
15番　奥元　勝義　委員	16番　髙橋　貴志　委員	18番　大湯　茂八郎　委員
20番　兜森　弘義　委員	22番　藤田　善明　委員	24番　町田　高司　委員
26番　山内　知人　委員		

出席事務局 8名

事務局長	菅野　昌子	事務局次長	吉田　秀樹
事務局次長補佐	佐藤　祝幸	事務局主幹兼農地係長	澤田　明人
事務局農政係長	藤田　文明	岩木分室総括主査	浅利　敏江
相馬分室総括主査	藤田　徹	事務局主事	佐藤　久明

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命
議　事

議案第70号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第71号	農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第72号	農用地利用集積計画の決定について
議案第73号	農用地利用集積計画策定の要請について
議案第74号	農地・非農地の判断について
報告第33号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第34号	市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第35号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開始時刻 15 時 00 分］

事務局次長　ただいまから令和 2 年 11 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告があります。議席番号 5 番白濱不二男委員、9 番平井秀樹委員の２名であります。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出席を調整した委員が 3 番三上幸雄委員、4 番佐藤耕一委員、14 番小田桐明委員、15 番奥元勝義委員、16 番髙橋貴志委員、18 番大湯茂八郎委員、20 番兜森弘義委員、22 番藤田善明委員、24 番町田高司委員、26 番山内知人委員であります。ただいまの出席者数は 14 定で足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。11 番石岡千鶴子委員、21 番小嶋勇成委員、25 番佐藤剛郎委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の佐藤久明主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 70 号を議題といたします。議案第 70 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　1 ページをお開き願います。議案第 70 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 1 件 238 ㎡、畑 7 件 4,948 ㎡、合計 8 件 5,186 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 1 件 1,890 ㎡、畑 1 件 5,659 ㎡、合計 2 件 7,549 ㎡ であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る 11 月 12 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、棟方健副委員長、小嶋勇成委員、三上幸雄委員であります。3 条許可申請について、社会福祉法人の農地取得 1 件についての事情聴取を行いました。6 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 116 番について申し上げます。譲受人は、地域の独居高齢者や経済的に困窮する者を支援する社会福祉法人であり、農地法施行令第 2 条第 1 号ハの「業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること」に該当するか審査しました。譲受する法人は、社会福祉事業として認知症対応型のグループホームを運営しております。施設利用者が、楽しみや生きがいを得ることを目的として、事業の一環として農作業を行うため、農地を取得したいと申し述べておりました。今後は、野菜の栽培経験がある職員の指導の下、農作業をしていくということであり、周辺農地に影響を及ぼす恐れもないことから、特に問

調査委員長　題はないと判断しました。なお、許可の要件については、議案書に示してあるとおり、農地所有適格法人以外の法人は権利を取得できないとする要件、権利を取得しようとする者は原則年間 150 日以上農作業に従事するという常時従事要件、及び権利取得後の農地の面積の合計が 50 アール以上であることとする下限面積要件は適用されないものであります。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 70 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 70 号は、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 70 号は、許可することに決定いたします。

次に、議案第 71 号を議題といたします。議案第 71 号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　9 ページをお開き願います。議案第 71 号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 2 件 3,497 ㎡、畑 1 件 162 ㎡、合計 3 件 3,659 ㎡で、使用収益権が、畑 1 件 447 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します 11 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 15 番について報告いたします。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 15 番から 17 番は、農地区分が第 1 種農地で原則不許可の農地区分ですが、15 番は、不許可の例外規定である「既存敷地の 2 分の 1 以内の拡張」であること、また、16 番及び 17 番は、「周辺居住者の事業の用に供する施設で、集落に接続して設置するもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。12 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 3 番については、農地区分は第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外規定である「住宅で集落に接続して設置するもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。なお、いずれも許可後、すぐに目的に供

調査委員長　する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 71 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 71 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 71 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 72 号を議題といたします。議案第 72 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　13 ページをお開き願います。議案第 72 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 3 件 11,754 ㎡、畑 3 件 7,632 ㎡、合計 6 件 19,386 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 3 件 25,010 ㎡、畑 2 件 11,628 ㎡、合計 5 件 36,638 ㎡であります。このうち、農地中間管理事業に関するものは、使用収益権関係で、田 2 件 16,012 ㎡、畑 2 件 11,628 ㎡、合計 4 件 27,640 ㎡であります。 なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。15 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 61 番および 62 番の譲受人は、農地移動適正化あっせん譲受け等 候補者名簿の登録はありませんが、譲受人が借入地の所有権を取得することから、農地移動適正化あっせん譲受け等 候補者名簿の登録要件を要しないものであります。16 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 65 番および 66 番については、あおもり農林業支援センターが実施する農地売買等事業により、あおもり農林業支援センターから借受けていた農地について、譲受人からの買受申出があったことによる所有権取得のための計画案となります。また、所有権関係、受付番号 65 番および 66 番並びに使用収益権関係、18 ページ受付番号 52 番から、20 ページ 55 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。18 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 52 番から、20 ページ 55 番については、農

調査副委員長　地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。また、使用収益権関係、受付番号52番から、20ページ55番については、利用権の再設定によるものであります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

前田優考委員　〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉

（前田優考委員退席）

議　　長　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に18ページ使用収益権関係、受付番号52番および19ページ53番について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　使用収益権関係、受付番号52番および53番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第72号のうち、使用収益権関係、受付番号52番および53番については、原案のとおり決定いたします。前田優考委員の着席をお願いします。

（前田優考委員着席）

議　　長　それでは、議案第72号のうち、使用収益権関係52番および53番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第72号のうち､使用収益権関係52番および53番を除く計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第72号のうち、使用収益権関係52番および53番を除く計画案については、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第73号を議題といたします。議案第73号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　21ページをお開き願います。議案第73号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第15条第1項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。

事務局次長　今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田2件6,077㎡、畑4件30,763㎡、合計6件36,840㎡であります。今回提出されました6件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第18条第3項にかかげる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買6件が整ったものであります。以上であります。

議　長　利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　長　それでは、議案第73号の計画案について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　長　議案第73号の計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　長　異議ないものと認め、議案第73号の計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。

次に、議案第74号を議題といたします。議案第74号は、「農地・非農地の判断について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　25ページをお開き願います。議案第74号は、「農地・非農地の判断について」であります。提案理由は、農地法第30条第1項による利用状況調査の結果、農地法の運用について、第4(1)及び(2) に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、本会で判断したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、非農地とするものが、田74筆119,479.58㎡、畑383筆1,028,497.34㎡計457筆1,147,976.92㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　地区を担当する委員が現地調査を行った結果に基づき、調査会で農地に該当するか否かの審査をしたので、その結果について申し上げます27ページをお開きください。番号1番から41ページ356番の土地は、農地法の運用について、第4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当し、357番から45ページ457番の土地については、第4 (4) イの「その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当すると認められるため、農地とすることが妥当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　長　現地調査をした委員から補足説明はありませんか。

（な　し）

議　長　それでは、議案第74号について、ご審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第74号は委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第74号は番号1番から457番を「非農地」と判断することに決定いたします。

次に、報告第33号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　47ページをお開き願います。報告第33号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田8件28,316.91㎡、畑6件56,830.57㎡、合計14件85,147.48㎡であります。なお、届出理由につきましては49ページから50ページの届出事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第33号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第34号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　51ページをお開き願います。報告第34号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第4条第1項第8号及び農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第3条第2項及び第10条第2項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、4条関係が田1件9.91㎡、5条関係が畑1件1,183㎡であります。なお、届出理由につきましては、53ページから54ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第34号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第35号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　55ページをお開き願います。報告第35号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、畑3件28,675㎡であります。なお、解約理由につきましては、57ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第35号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了 14 時 35 分］